

(別記様式第8号)

B E L Sに係る変更評価申請書

(第一面)

年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 御中

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名

下記の建築物について、B E L Sに係る変更評価の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の直前の評価】

1. B E L S評価書交付番号 第 号
2. B E L S評価書交付年月日 年 月 日
3. B E L S評価書交付者
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者印	

<評価機関からのお願い>

BELSに係る評価申請の内容について、個人や個別の建築物が特定されない統計情報として、国土交通省に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

また、BELS評価書取得物件は、申請書・評価書に記載されている項目について、(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページにて、BELS事例紹介として評価結果等の公表をさせていただきます。ただし、個人や個別の建築物が特定される情報については、掲載承諾書にて公開の承諾が得られた場合に限りです。

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】
【氏名又は名称】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】
【氏名又は名称】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【3. 建築主等】

【氏名又は名称のフリガナ】
【氏名又は名称】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【4. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 号
【氏名又は名称のフリガナ】
【氏名又は名称】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【5. 工事施工者】

【氏名又は名称のフリガナ】
【氏名又は名称】
【営業所名】 建設業の許可 () 第 号
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【6. 備考】

(注意)

1. 【3. 建築主等】既存建築物の場合、所有者等とします。
2. 【4. 設計者等】既存建築物の場合、申請に係る設計内容等に責任を負うことができる者とします。また、資格欄については、資格を持っていない場合は記入不要となります。
3. 【5. 工事施工者】既存建築物の場合で、工事を行わない場合は、記載不要となります。
4. 申請者等が2以上のときは、別紙に必要な事項を記入してください。

建築物に関する事項

【1. 建築物の所在地】

【2. 該当する地域の区分】 () 地域

【3. 建築物の用途】 一戸建ての住宅 共同住宅等
非住宅建築物 複合建築物

【4. 建築物の名称】

【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【6. 建築物の構造】 造 一部 造

【7. 建築物の延べ面積】 m^2

【8. 建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】 ()

【9. 申請の対象とする範囲】

一戸建ての住宅 (→申請書第四面作成)

共同住宅等の住棟（住戸数 () 戸） (→申請書第四面作成)

建築物全体（非住宅建築物の全体・複合建築物の全体の場合） (→申請書第四面作成)

住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合）
（建築物全体 () 戸のうち評価申請対象住戸 () 戸）
(→申請書第六面作成)

フロアによる () 階 (→申請書第五面作成)

テナントによる () (→申請書第五面作成)

部分による () (→申請書第四面または第五面作成)

【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 ()

【11. 備考】

(注意)

1. ① この様式で用いる用語は、別に定める場合を除き、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）で定める用語の定義に準ずることとします。（各面共通）
- ② この様式で用いる用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1)一戸建ての住宅 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅
 - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - (3)非住宅建築物 住宅以外の用途に供する建築物
 - (4)複合建築物 エネルギー消費性能計算上複数用途（住宅用途と非住宅用途の場合のみ）となる建築物
2. 【4. 建築物の名称】 建築物の部分で申請する場合を除き、評価書に表示される名称となります。
3. 【9. 申請の対象とする範囲】 申請範囲により、該当するチェックボックス全てに「✓」マークを入れてください。チェックに応じた枚数の評価書が交付されることとなります。また、評価書が複数交付される場合、第四面から第六面を申請単位ごとに作成してください。
4. 【9. 申請の対象とする範囲】 「フロアによる」「テナントによる」「その他部分による」の括弧については、それぞれが申請の単位において二以上である場合等記入できない場合は、行を追加する等による記載を可能とします。
5. 【9. 申請の対象とする範囲】 「部分による」とは、建築物の部分で、「フロア」や「テナントによる」以外に該当する場合があります。例えば「複合建築物の非住宅部分全体」「複合建築物の住宅部分全体」は「その他部分による」に該当します。
6. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 の記載については、申請対象部分を改修する場合に限りです。